

KITAJIMAQUATICS 会員規約

第1章 【総則】

第1条 (会員規約)

第1項：本規約は「KITAJIMAQUATICS」（以下「本クラブ」という）に入会を希望する方（以下「入会希望者」という）及び本クラブに入会したクラブ会員（以下「会員」という）が、本クラブへの入会手続をする際、及び本クラブの提供するサービスを利用する際
の一切に適用されるものとする。

第2項：本クラブでは、クレジット決済のみとさせていただきます。

※銀行振り込み希望の方は、本クラブホームページ上「問い合わせ」より、ご連絡ください。

第2条 (運営・管理)

本クラブの運営及び管理は「株式会社 IMPRINT」（以下「弊社」という）が行います。

第3条 (目的)

本クラブは、(1)「誰でも気軽に水泳をする」場の提供、(2)「水泳本来の楽しさを体感できる」機会の創出、(3)「水泳は一生できるスポーツであること」の認知向上を目的とします。

第2章 【会員資格】

第1条 (会員制度)

第1項：本クラブは会員制とします。

第2項：入会希望者及び会員は、本クラブへの入会申込みを行った時点で、本規約の内容に同意したものとみなします。

第2条 (会員資格条件)

第1項：会員は、「第1章、第3条(目的)」記載を理解し、本規約及び別途定めた細則を遵守することに同意する方で、かつ以下の条件を満たす方のうち、弊社が承認した方とします。

(1) 健康状態に問題がない方。

(2) その他弊社が会員として不適当と認める事由のない方。

第2項： 弊社はその自由な裁量により入会申し込みを承認または承認しないことができ、承認しない場合には、その理由を示す必要はないものとします。

第3項： 入会希望者は第1項の弊社の承認を得た後は、弊社の定める入会金、年会費を弊社に納入するものとします。これらの代金の納入により入会手続きは完了し、入会希望者は会員資格を取得するものとします。

第4項： 入会手続きに関する詳細については、弊社が別途定めた細則によります。

第3条（会員の種類）

本クラブの会員の種類は以下のとおりです。

- (1) 大人会員（高校生を除く18歳以上の方）
- (2) 子供会員（年中～19歳未満）

第4条（退会）

会員は、自己の都合により、「第4章内、第8条」に定める所定の手続きにより本契約を解除し、本クラブを退会することができます。

第5条（除名、資格停止）

弊社は、会員が以下の（１）～（４）の一つに該当する場合は、なんら催告を要することなく、除名又は会員資格を一時停止することができるものとします。

（１）「第３章内、第１条の第２項」に違反した場合、その他本規約に違反する行為を行った場合

（２）本クラブ、弊社の名誉・信用を毀損し秩序を乱した場合

（３）他の会員に対し著しい迷惑・損害を与えた場合

（４）その他会員としての品位を損なうと認められる非行又は言動のあった場合

第6条（会員資格の譲渡）

本クラブの会員資格は、どのような事由によっても他に譲渡することはできません。

第7条（会員資格の喪失）

会員資格は会員または弊社が、下記の（１）～（４）の事由が生じることによって本契約を解除又は解約したときに喪失します。

（１）会員が死亡したとき

(2) 「第 2 章内、第 3 条」により会員が本クラブを退会したとき

(3) 「第 2 章内、第 4 条」により弊社が会員を除名したとき

(4) 「第 3 章内、第 4 章」により弊社が会員との契約を解約したとき

第 3 章【会員の契約・義務】

第 1 条（会費）

第 1 項：入会金、年会費等の金額は、弊社が別途定めます。

第 2 項：会員は、弊社が定める所定の期日までに、入会金及び翌年度の年会費を納入するものとします。

第 3 項：会員が納入した入会金及び年会費は、いかなる事由においても返金しないものとします。

第 2 条（クラスの利用）

第 1 項：会員は、本規約及び弊社が別途定めた細則に従い、本クラブのチケットを購入して、本クラブのチケットクラスに参加できるものとします。

第2項：会員は、本規約及び弊社が別途定めた細則に従い、本クラブの定期クラス月額費を納入して、本クラブの定期クラスに参加できるものとします。

第3項：会員は、会員の種類に応じて、以下のクラスに参加できるものとします。

(1) 大人会員【大人クラス、パーソナル/グループパーソナルクラス、大人定期クラス】

(2) 子供会員【子供クラス、パーソナル/グループパーソナルクラス、子供定期クラス】

第3項：会員は、本クラブのクラス受講中、インストラクターの指示に従うものとします。

第4項：ご購入いただいたチケットと定期クラス月額費は、いかなる事由においても返金しないものとします。

第3条 （会員の契約解除）

第1項：会員が本契約を解除しようとする場合には、本クラブのホームページに記載された所定の解約手続をとるものとします。

第2項：契約解除の時期に関わらず、納入された入会金及び年会費の返金はいたしかねます。

第4条 （中途解約）

弊社は、1ヶ月前までに会員に契約解除を通知の上、いつでも会員との契約を解約することができるものとして
ます。

第4章【その他】

第1条（体験クラスの利用）

第1項： 弊社は、会員以外の者（以下「体験者」という）に、会員のクラス受講の妨げにならない範囲で本クラブのクラス（パーソナル/グループパーソナルクラスは除く）への参加を認めることができるものとして
ます。体験者の参加の可否については、「第2章、第2条、第1項」記載の条件を考慮しつつ、弊社の自由裁量で判断することができるものとして
ます。

第2項： 体験者は、パーソナル/グループパーソナルクラス以外のチケットクラスと定期クラスへの参加を一人一回ずつ認めることができるものとして
ます。

第3項： 体験クラスの参加料金は、弊社が別途定める料金表をご確認ください。

第2条（クラスの日程・予約）

第1項：本クラブのクラスの日程は全て本クラブのホームページ上のマイページで告知するものとします。

第2項：本クラブが運営するクラスは、すべて予約制とします。お申し込みは先着順とし、定員に達した場合は締め切るものとします。

第3条（肖像の利用）

会員は、弊社に対し、本クラブのクラス及びイベント等において撮影された会員の肖像が写った写真を、テレビ、雑誌、書籍その他の印刷物、及び弊社のホームページにおいて、無償で使用することを承諾します。

第4条（クラスの中止等）

第1項：弊社は、理由の如何を問わず、予定されたクラス内容の変更、クラス時間の変更、及びクラスの中止をすることができるものとします。

第2項：弊社は、やむを得ない場合には、本クラブのホームページで予め告知の上、本クラブの営業を一時休業することができるものとします。

第3項：前2項の規定に基づくクラス内容の変更、クラス時間の変更、クラスの中止、及び本クラブの営業の一時休業が、天災地変、その他やむを得ない事由による場合には、会員は、弊社に対して、損害賠償請求等一切の請求をできないものとします。

第4項：弊社の都合によりクラスを中止した場合、弊社は、会員にチケットクラスでは同クラスチケットの返還、定期クラスでは各定期クラスで定めた規定内容に応じて対応します。

第5条（会員の事故の責任）

会員は、本クラブでの活動に際しては、本クラブの諸規定及びインストラクターの指示に従い、自己の責任において行動するものとします。会員は、本クラブの諸規定又はインストラクターの指示を無視したために盗難、傷害等の事故が起きても、本クラブ及びインストラクター等に対し、一切の損害賠償を請求しないものとします。

第6条（会員の損害賠償責任）

会員は、本クラブで活動中、自己の責に帰すべき事由により本クラブ又は第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責を負うものとします。

第7条（スポーツ安全保険の加入）

第1項： 会員は、会員登録と同時に弊社にてスポーツ安全保険に加入するものとします。

但し、会員が、入会時にスポーツ安全保険に加入している場合はその限りではありません。

第2項： スポーツ安全保険への加入料及び保険料は、本クラブの入会金及び年会費に含ま

れるものとします。ただし、会員が入会時にスポーツ安全保険に加入している場合でも、

本クラブの入会金及び年会費は減額されないものとします。

第3項： 本クラブは、その活動中の事故については、スポーツ安全保険の対象範囲内での

み責任を負うものとします。

第8条（細則）

弊社は本規約に定めない事項及び業務運営上必要な事項を、別途細則によって定めるもの

とします。

第9条（附則）

第1項： 本規約及び細則の改正及び変更等は、弊社が必要に応じてこれを行うものとし、

その効力は全会員に及ぶものとします。

第2項： 前項の改正・変更等を行う場合は、原則として1ヶ月前までにその内容を本クラ

ブのホームページにて告知し、変更後の規約及び弊社が別途定めた細則を公表します。

第3項：本規約は、2018年12月1日から施行します。

KITAJIMAQUATICS 会員細則

第1章【チケットクラス】

第1条 <参加料等>

本クラブへの入会及び本クラブのチケットクラス利用においては、入会金、年会費、チケット購入代金が必要となります。これらの料金については、別紙料金表をご確認ください。

第2条 <入会手続き>

第1項：入会希望者は、所定の会員登録を行い、弊社の定める入会金・年会費を納入するものとしします。

第2項：入会希望者の入会手続きは下記のとおりとしします。

(1) 本クラブのホームページ内にある会員登録ページにて登録を行っていただきます。

(2) 会員登録後、弊社より、入会金、年会費の納入についてクレジット決済のご案内がございます。

(3) 前号記載の入会金及び年会費の入金確認ができた日に入会したものとします。

(4) 銀行お振り込み希望の方は、本クラブホームページ内の「お問い合わせ」よりご連絡ください。

第3項：年会費は毎年更新となります。

第3条 <クラス予約>

第1項：会員はチケットクラスへの参加予約を、次項で定める方法で行うものとします。

第2項：本クラブのチケットクラス予約の手続きは下記のとおりとします。

(1) 会員登録後、チケットを購入していただきます。その後、チケット購入代金のクレジット決済のご案内があります。購入を希望するチケット枚数に応じた代金の納入をしていただきます。

※チケットには有効期限を設けています。購入日から1年間とさせていただきます、1年間を過ぎると、チケットが自動的に無くなります。

(2) 会員は、購入したチケットの枚数に応じて、本クラブのホームページ上のマイページからチケットクラス予約を開始することが可能となります。

第3項：本クラブのクラス予約は、原則としてキャンセルできないものとします。ただし、やむを得ない事由により、クラス開催日の3日前の15時までに本クラブのホームページ内にあるマイページにてクラス予約のキャンセルをした場合には、同チケットを返還いたします。これにより、会員は、改めてクラス予約をすることが可能となります。

第4条 <欠席・遅刻>

第1項：会員が、自己都合により本クラブのクラスを欠席するときは、事前に弊社へ連絡するものとします。ただし、クラス開催日当日の連絡は、メールで行うものとします。

第2項：会員が、クラス開催日の3日前の15時以降に欠席の連絡をした場合には、チケットは返還しないものとします。

第3項：会員は、クラスに遅刻しないよう最大限努力するものとします。

第5条 <クラス>

第1項：会員は、クラス受講中、必ずインストラクターの指示に従うものとします。

第2項：会員は、クラス受講中に体調不良により練習継続が不可能と判断した場合は、速やかにインストラクターに申告し、自らの判断でクラス受講を中止するものとします。

第3項：会員は、クラス受講前に、自己責任で準備運動やストレッチなどを行うものとします。

第4項：会員は、クラス受講中、他の会員との接触事故を避けるよう、他の会員に気を配り参加するものとします。

第6条 <パーソナルクラス>

第1項：パーソナルクラスとは、本クラブに所属するインストラクターが、マンツーマンで指導を行うことをいいます。

第2項：会員は、パーソナルクラスへの参加予約を、次項で定める方法で行うものとします。

第3項：パーソナルクラスの予約の手続きは次のとおりとします。

(1) 会員登録後、各インストラクターパーソナル代金のチケットを購入していただきます。

(2) 各インストラクターパーソナル代金のチケット購入後、弊社より、クレジット決済のご案内がございます。

(3) 各インストラクターパーソナル代金のチケットを弊社より発行後、クラス予約一覧にて各インストラクターのパーソナルクラス指導可能な日時が記載されます。

(4) 会員は、クラス予約一覧より、希望のパーソナルクラス日時を選択し予約をします。

(5) 予約が成立した後、会員様ご自身でパーソナルクラスを実施する希望のプール場がある場合は、運営事務局にご連絡ください。これにより、パーソナルクラスの予約が完了します。なお、パーソナルクラスを実施するプールの場所は、原則として都内 23 区内とさせていただきます。

※インストラクターにより場所は異なり、23 区外の場合もあります。

第 4 項：会員は、パーソナルクラスチケット購入代金の他、担当インストラクターのプール入場料を負担するものとします。担当インストラクターのプール入場料は、パーソナルクラス当日に担当インストラクターに直接支払うものとします。

第 5 項：パーソナルクラスの予約完了後のキャンセルは原則お受けできないものとします。

ただし、やむを得ない事由により、クラス開催日の 3 日前の 15 時までに本クラブのホームページ内にあるマイページにてクラス予約のキャンセルをした場合には、同チケットを返還いたします。これにより、会員は、改めてパーソナルクラスの予約をすることが可能となります。

第6項： 公開前のパーソナルクラスにおいて、電話及びメールにおける予約はできないものとし、
のとします。

第7条 <グループパーソナルクラス>

第1項： グループパーソナルクラスとは、会員 2～3 名がグループを組み、本クラブに所属するインストラクターが、そのグループに対して指導を行うことをいいます。

第2項： 会員は、グループパーソナルクラスへの参加予約を、次項で定める方法で行うものとし、
のとします。

第3項： グループパーソナルクラスの予約の手続きは下記のとおりとします。

(1) 会員登録後、各インストラクターグループパーソナルクラス代金のチケットを購入していただきます。

(2) 各インストラクターグループパーソナルクラスチケット購入後、弊社より、クレジット決済のご案内がございます。

(3) ご友人同士やご兄弟でグループクラス受講者を 2～3 名集めていただき代表者 1 名が運営事務局へご連絡ください。希望インストラクター、日時、プール場をご相談の上、決めさせていただきます。

(4) ご利用プールは 1 コース貸し切りの形での予約をお願いいたします。会員様にてプール貸し切り予約可能な方はご自身でプールをご手配いただいても構いません。コース貸し切りプール予約は団体登録が必要となりますので、ご希望の方は運営事務局までお問い合わせください。これにより、グループパーソナルクラスの予約が完了します。なお、グループパーソナルクラスを実施するプールの場所は、原則として都内 23 区内とさせていただきます。

※インストラクターにより場所は異なり、23 区外の場合もあります。

第 4 項：会員は、各インストラクターグループパーソナルクラスチケット購入代金の他、プール貸し切り料金を負担するものとします。プール貸し切り料金の支払い方法は各プールによって異なりますので、使用プールが決まりましたらご説明させていただきます。

第 5 項：グループパーソナルクラスの予約完了後のキャンセルは原則お受けできないものとしてします。

第 8 条 <ご参加の制限>

弊社は、以下の各号に該当する会員に対し、クラスへのご参加を制限させていただく場合があります。

(1) 体調に不安のある会員、治療中の疾病を有する会員、伝染病その他他人に伝染又は感染するおそれのある疾病を有する会員、一時的な筋肉の痙攣、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する会員、既往症のある会員、薬を服用されている会員、及び現在妊娠中の会員

(2) 飲酒等により正常なクラスへの参加ができないと弊社が判断した会員、及び医師から運動を禁じられている会員

(3) 会員の泳力が、各クラスへの参加には厳しいと弊社が判断した会員

(4) その他クラスへの正常な参加ができないと弊社が判断した会員

第 9 条 <金額の変更>

入会金、年会費、チケット購入代金、イベント参加費等の金額は、経済情勢の変動等の理由により変更させていただく場合があります。この場合、弊社は原則として 1 ヶ月前までに、本クラブのホームページを通じて、会員に告知するものとします。

第 10 条 <附則>

第 1 項：本細則の改正・変更等は弊社が行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

第2項：前項の改正・変更などを行う場合は、原則として1ヶ月前までにその内容を本クラブのホームページにて告知し、変更後の細則を公表します。

第3項：本細則は、2018年12月1日から施行します。

第2章【定期クラス】

第1条 <参加料等>

本クラブへの入会及び本クラブの定期クラス利用においては、入会金、年会費、各定期クラス月額費が必要となります。これらの料金については、別紙料金表をご確認ください。

第2条 <入会手続き>

第1項：入会希望者は、所定の会員登録を行い、弊社の定める入会金・年会費を納入するものとします。

第2項：入会希望者の入会手続きは下記のとおりとします。

(1) 本クラブのホームページ内にある会員登録ページにて登録を行っていただきます。

(2) 会員登録後、弊社より、入会金、年会費の納入についてクレジット決済のご案内がございます。

(3) 前号記載の入会金及び年会費の入金確認ができた日に入会したものとします。

(4) 銀行お振り込み希望の方は、本クラブホームページ内の「お問い合わせ」よりご連絡ください。

第3項：年会費は毎年更新となります。

第3条 <クラス予約>

第1項：会員は、定期クラスへの参加予約を、次項で定める方法で行うものとします。

第2項：本クラブの定期クラス予約の手続きは下記のとおりとします。

(1) 会員登録後、ホームページ内、マイページにてご希望の定期クラスを選択します。

(2) 定期クラス選択後、クレジット決済のご案内があります。

(3) クレジット決済日が、当月 19 日までの場合、翌月からの参加となります。クレジット決済日が、当月 20 日以降の場合、翌々月からの参加となります。

第4条 <休会制度・契約変更>

第1項：本クラブの定期クラスでは休会制度を設けています。休会制度につきましては以下のとおりです。

(1) 本クラブホームページ上の【お問い合わせ】より、休会のご連絡をください。

(2) 休会手続き完了日が、当月19日までの場合、翌月から休会扱いとなります。休会手続き完了日が、当月20日以降の場合、翌々月から休会扱いとなります。

(3) 休会中、事務手数料として月額2,160円を自動引き落としさせていただきます。

(4) 休会期間は、3カ月間となります。3カ月間が過ぎますと自動的に休会が解除され、各定期クラス月額費が自動引き落としされます。

(5) 会員が、休会解除する場合は、本クラブホームページ上の【お問い合わせ】より、ご連絡ください。

(6) 休会解除手続き完了日が当月19日までの場合、翌月からの参加が可能となります。休会解除手続き完了日が当月20日以降の場合、翌々月からの参加が可能となります。

(7) 休会解除後、再度休会手続きを行う場合には、原則3ヶ月間在籍していただきます。

第2項：定期クラス解約については下記のとおりとします。

定期クラス解約希望月の前月 19 日までに、本クラブホームページ上、【お問い合わせ】より、ご連絡ください。

解約希望月の前月 20 日以降の登録解除手続きは、翌月分の月額費を当月 20 日に自動引き落としとなりますのでご注意ください。

第 5 条 <欠席・遅刻>

第 1 項：会員が、自己都合により本クラブのクラスを欠席するときは、事前に弊社へ連絡するものとします。ただし、クラス開催日当日の連絡は、メールで行うものとします。

第 2 項：会員は、クラスに遅刻しないよう最大限努力するものとします。

第 6 条 <クラス>

第 1 項：会員は、クラス受講中、必ずインストラクターの指示に従うものとします。

第 2 項：会員は、クラス受講中に体調不良により練習継続が不可能と判断した場合は、速やかにインストラクターに申告し、自らの判断でクラス受講を中止するものとします。

第 3 項：会員は、クラス受講前に、自己責任で準備運動やストレッチなどを行うものとします。

第4項：会員は、クラス受講中、他の会員との接触事故を避けるよう、他の会員に気を配り参加するものとします。

第7条 <参加の制限>

弊社は、以下の各号に該当する会員に対し、クラスへのご参加を制限させていただく場合があります。

(1) 体調に不安のある会員、治療中の疾病を有する会員、伝染病その他他人に伝染又は感染するおそれのある疾病を有する会員、一時的な筋肉の痙攣、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する会員、既往症のある会員、薬を服用されている会員、及び現在妊娠中の会員

(2) 飲酒等により正常なクラスへの参加ができないと弊社が判断した会員、及び医師から運動を禁じられている会員

(3) 会員の泳力が、各クラスへの参加には厳しいと弊社が判断した会員

(4) その他クラスへの正常な参加ができないと弊社が判断した会員

第8条 <金額の変更>

入会金、年会費、各定期クラス月額費、イベント参加費等の金額は、経済情勢の変動等の理由により変更させていただく場合があります。この場合、弊社は原則として1ヶ月前までに、本クラブのホームページを通じて、会員に告知するものとします。

第9条 <附則>

第1項：本細則の改正・変更等は弊社が行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

第2項：前項の改正・変更などを行う場合は、原則として1ヶ月前までにその内容を本クラブのホームページにて告知し、変更後の細則を公表します。

第3項：本細則は、2018年12月1日から施行します。